

平成22年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

平成22年10月25日（月）

1 出席議員（10名）

1番	鈴木敏和	議員
2番	小山忠之	議員
3番	西村綾子	議員
4番	小室直義	議員
5番	太田美満	議員
6番	佐野清明	議員
7番	太田康彦	議員
8番	諸星孝子	議員
9番	稲葉寿利	議員
10番	遠藤盛正	議員

2 説明のため出席した者（9名）

管 理 者	鈴木尚君
副 管 理 者	鈴木利幸君
代 表 監 査 委 員	山本浩之君
富士市上下水道部長	大河原忠君
富士市商工農林部長	土屋俊夫君
富士宮市水道部長	小松政廣君
局 長	小山芳博君
総 務 課 長	山田正廣君
施 設 課 長	桑原徳治君

3 出席した事務局職員（6名）

参事補兼庶務係長	米山佳秀君
参事補兼工務係長	近藤敦君
管 理 係 長	高野新次君
業 務 係 長	遠藤裕子君
庶 務 係 主 査	根上忠記君
庶 務 係 主 事 補	佐野浩平君

4 議 事 日 程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

5 議 事 日 程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 認第1号 平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

日程第6 議第5号 平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(第1号)

日程第7 議第6号 岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

日程第8 議第7号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて

午前10時 開 会

○局長（小山芳博君） 定刻となりましたので、ご起立をお願い致します。礼。ご着席下さい。

本議会に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報用及び報道機関の写真を撮らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、閉会后、議員の皆様には、事務局から、本年夏に実施されました集中工事と管内点検結果についてご報告させていただきますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

本定例会は、当組合議会議員の改選後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、鈴木敏和議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。議長席へお願いいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（鈴木敏和議員） おはようございます。今、局長から言われましたように、地方自治法第107条の規定により、年長のゆえをもって、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

1番 鈴木敏和	2番 小山忠之	3番 西村綾子
4番 小室直義	5番 太田美満	6番 佐野清明
7番 太田康彦	8番 諸星孝子	9番 稲葉寿利
10番 遠藤盛正		

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（鈴木敏和議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求めます。

8番 諸星孝子議員。

○8番（諸星孝子議員） 当組合議会議長は、今まで富士市選出議員の中から選ばれておりましたので、今回も議長は富士市選出議員の中から選出願いたく、さらに、ご相談により指名推選されますようお願いいたします。

○臨時議長（鈴木敏和議員） ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありましたが、さよう決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めまして、議長については、富士市選出議員のうちから選出をお願いし、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の皆様はご相談をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時7分 再開

○臨時議長（鈴木敏和議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、臨時議長より報告いたします。

議長には9番稲葉寿利議員をと推薦がございました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました稲葉寿利議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって稲葉寿利議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました稲葉寿利議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

稲葉寿利議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

9番 稲葉寿利議員。

○9番（稲葉寿利議員） ただいまは議長選挙の中で推薦をいただきまして、ありがとうございます。

岳南排水路は、リーマンショック以降ますます経営が厳しくなっている製紙業界等を取り巻く中で、これからが大事な時期になろうかという中、我々が果たす役割は大切なことがあると思います。ぜひこの岳南排水路管理組合の発展と業界の発展を目指して頑張らせていた

だきたいと思しますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ですが
も就任の挨拶にかえさせていただきたいと思します。よろしくお願いいたします。(拍手)
○臨時議長（鈴木敏和議員） 議長の挨拶を終わります。議長、議長席へお着き願います。
交代させていただきます。

(臨時議長、新議長と議長席交代)

○議長（稲葉寿利議員） それでは引き続き、お手元に配付いたしてあります議事日程に従
い、会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○議長（稲葉寿利議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議席については、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を局長
から報告いたさせます。

局長。

○局長（小山芳博君） それでは、議席の番号及び議員氏名を報告いたします。

1番 鈴木敏和議員	2番 小山忠之議員
3番 西村綾子議員	4番 小室直義議員
5番 太田美満議員	6番 佐野清明議員
7番 太田康彦議員	8番 諸星孝子議員
9番 稲葉寿利議員	10番 遠藤盛正議員

以上でございます。

○議長（稲葉寿利議員） 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉寿利議員） 日程第2 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35
条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

2番	小山忠之議員
3番	西村綾子議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

- 議長（稲葉寿利議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。
-

日程第4 副議長選挙について

- 議長（稲葉寿利議員） 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。
副議長選挙の方法についてご意見を求めます。
8番 諸星孝子議員。
○8番（諸星孝子議員） たびたび申しわけありません。副議長につきましても、議長と同様に、富士市選出議員から選出されておりますので、今回もそのようにお願いしたいことと、なお、今回も指名推選でお願いしたいと思います。
○議長（稲葉寿利議員） ただいまお聞きのとおり、副議長についても富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありましたが、さよう決してお異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法については指名推選で行うことに決しました。
では、富士市選出の議員の皆様はご相談をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 再 開

- 議長（稲葉寿利議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。
先ほどの議長選挙のときのように、私のほうから発表させていただきたいと思います。
副議長に2番小山忠之議員をとということになりました。
お諮りいたします。
ただいま推薦されました2番小山忠之議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よってただいま推薦されました小山忠之議員が副議長に当選され

ました。

ただいま当選されました小山忠之議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

小山忠之議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 小山でございます。ただいまご推薦をいただきました。大変ありがとうございます。

稲葉議長ともども、岳南排水路管理組合の発展に、微力ながら全力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲葉寿利議員） 副議長就任の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

管理者。

○管理者（鈴木 尚君） おはようございます。お許しをいただきましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙な中ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本組合議会議員の任期が去る9月30日に満了となったことに伴い、富士、富士宮両市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、当岳南排水路にご造詣の深い前任議員の方々が選出されましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

また、先ほどの正副議長選挙におきまして、議長に稲葉寿利議員、副議長に小山忠之議員が当選され、まことにおめでとうございます。

今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、審議を賜ります議案の大要につきましてご説明申し上げますが、詳細な説明につきましては、後刻、事務局からいたさせますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

最初に、認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。本年度の年間総排水量は、前年度に比較して7.5%の減。これにより使用料収入は5.5%減少しております。これは使用工場の廃止、稼働工場の総体的な排水量の減少、許可排水量の減量等によるものであります。岳南地域の製紙業界は、長引く内需不振と生産拠点の国際化の流れが進展している中で、依然として厳しい状況が続いております。

それでは決算状況からご説明いたします。歳入決算総額は7億9,166万4,000余円

で、前年度に比較いたしまして14.6%の減となっております。これは使用料、基金繰入金及び繰越金などが減少したことによるものでございます。

また、歳出決算総額は6億9,646万6千余円で、前年度に比較いたしまして17.4%の減となっております。これは庁舎改築が完了したことと、施設管理費、基金積立金などが減少したことによるものでございます。

使用工場も減少し、財政状況も厳しくなっておりますが、予定しましたすべての事業は計画どおり執行することができました。今後とも当地域の工業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力をしてみたいと思っております。

次に、議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,519万7,000円を追加し、7億4,319万7,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして平成21年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては調整予算として予備費に追加措置をするものでございます。

議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児や介護を行う職員の仕事と家庭生活との両立を一層推進するため、育児休業等を行うことができる職員の範囲の拡大等及び育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限等を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第7号でございますが、この案件は人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉寿利議員） 発言を終わります。

引き続きまして、副管理者から、本会議に説明のため出席しております職員の紹介がありますので、発言を許します。

副管理者。

○副管理者（鈴木利幸君） それでは、お手元に配付いたしてございますが、私から本定例会に説明員として出席しております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介をさせていただきます。

最初に、局長の小山芳博でございます。

○局長（小山芳博君） 小山です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） 続きまして、総務課長の山田正廣でございます。

○総務課長（山田正廣君） 山田でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） 続きまして、施設課長の桑原徳治でございます。

○施設課長（桑原徳治君） 桑原徳治です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） それから次に、当管理組合の構成市の関係部長といたしまして、富士市から、上下水道部長の大河原忠でございます。

○富士市上下水道部長（大河原 忠君） 大河原です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） 同じく商工農林部長の土屋俊夫でございます。

○富士市商工農林部長（土屋俊夫君） 土屋でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） それから、富士宮市から、水道部長の小松政廣でございます。

○富士宮市水道部長（小松政廣君） 小松でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（鈴木利幸君） 私、副管理者の鈴木利幸でございます。

以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉寿利議員） 発言を終わります。

日程第5 認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（稲葉寿利議員） 日程第5 認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について当局の説明を求めます。

局長。

○局長（小山芳博君） ただいま上程されました認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、決算書の1ページをお願いいたします。平成21年度の歳入歳出決算は、歳入7億9,166万4,091円、歳出6億9,646万6,720円、歳入歳出差引残額9,519万7,371円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、事業報告書をあわせてご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき歳入からご説明申し上げますので、決算

書の6、7ページをお願いいたします。

なお、緑色の表紙の事業報告書の9ページ以降に、2、歳入予算の事項別執行状況について報告させていただいておりますので、あわせてお目通しのほどお願いいたします。

まず、1款使用料及び手数料でございますが、予算現額は5億8,031万6,000円でございます。調定額は5億8,968万8,751円、収入済額は5億8,867万9,649円で、予算現額に対する収入率は101.4%、調定額に対する収入率は99.8%でございます。なお、歳入総額に占める割合は74.4%でございます。また、本年度滞納繰り越しされておりました100万9,102円を時効成立によりまして不納欠損措置してございます。これにより収入未済額は0円となり、使用料の滞納繰り越しはございません。

それでは、1項1目1節の使用料でございます。調定額、収入済額ともに5億8,837万139円で、収入未済額はありませんでした。

この使用料の調定額算定基礎といたしました許可排水量及び実績排水量につきましては、事業報告書の15、16ページの別表-3、岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表に、路線別、月別ごとの実績排水量とともに、使用料認定実績及び収入済額を表にしておりますので、お願いいたします。

許可排水量は基本料金を算定するものでございまして、表の右上、太枠内に記載してありますように145万5,380立方メートルでございます。前年度に比較しまして7,226立方メートルの減となっております。これは当年度中に三協日の出工場が許可排水量日量43立方メートルで新規加入しまして、太洋紙業が795立方メートル増量したものの、カオル1、これは旧徳育製紙、カオル2、これが旧中西製紙、及び静岡瓦斯が廃止したことにより、6,569立方メートル減少しまして、さらに志田製紙が1,495立方メートル減量したことによるものでございます。

また、実績排水量は従量料金の算定基礎となるものでございまして、年間の累積排水量は、表の右、中ほどの太枠のAに記載してあります3億1,595万2,780立方メートルでございます。前年度に比較しまして2,560万730立方メートル、7.5%の減となっております。この減少した主な要因でございますけれども、旧富久興製紙、現在の丸富製紙今泉中央工場でございますけれども、これが休止したことと、それから平成20年10月に端を發しましたリーマンショック以降の内需不振によりまして、洋紙、板紙を生産する工場で減産及びマシンの停止をしたことが主な要因でございます。

それでは、決算書の6、7ページにお戻りをお願いいたします。2節滞納繰越分としまして、調定額100万9,102円のうち収入済額は0円、不納欠損額が100万9,102円、収入未済額が0円となっております。

この不納欠損額、収入未済額につきましては、先ほどの事業報告書の11ページの表をお願いいたします。これは過年度からの滞納繰越分、1工場、利久製紙によるものでございまして、滞納繰越額は100万9,102円でございます。利久製紙でございますけれども、平成16年11月に2度目の不渡り事故によりまして銀行取引停止処分となり、事実上倒産しております。滞納額の総額でございますけれども、薄青色の表紙「平成21年度決算参考資料」の2ページをお願いいたします。平成10年11月から平成11年12月まで、それから平成12年7月から平成16年11月までの67カ月分、702万4,216円が滞納額の総額でした。このうち平成10年11月から平成11年12月までの139万9,174円が時効成立したため、平成17年3月31日付で不納欠損処理し、さらに、平成12年7月から平成16年11月までの461万5,940円を時効成立により平成21年3月31日付で不納欠損処理してございます。また、当年度100万9,102円を不納欠損処理したことによりまして、収入未済額は0円となっております。

それではまた決算書の6、7ページにお戻りをお願いいたします。2款財産収入でございます。予算現額は3,349万9,000円で、調定額、収入済額はともに3,356万9,421円でございます。この財産収入につきましては事業報告書の12ページに詳細がございますが、これは岳南排水路基金及び職員退職手当基金の利子収入でございます。国債、地方債等の債券及び大口定期の運用収入でございます。

次に、3款繰入金1項基金繰入金でございますが、これは職員の退職手当を支払うために、職員退職手当基金から繰り入れたものでございます。予算現額は8,256万5,000円で、調定額、収入済額はともに8,256万4,381円でございます。

次に、4款繰越金は、1項1目前年度繰越金で、予算現額は8,346万2,000円で、調定額、収入済額ともに8,346万2,952円でございます。

次の8、9ページをお願いいたします。5款諸収入は、予算現額4万円に対しまして、調定額、収入済額ともに338万7,688円であります。

1項1目預金利子は、調定額、収入済額ともにありませんでした。

2項雑入でございますが、予算現額3万9,000円に対しまして、調定額、収入済額はともに338万7,688円でございます。これは主としまして、平成20年度の消費税確定に伴う過納額還付金、それから富士市互助会基金等精算金及び21年度互助会会計精算による還付金等でございます。

以上、歳入の合計は、予算現額が7億7,988万2,000円に対し、調定額は7億9,267万3,193円、収入済額は7億9,166万4,091円でございます。

次に、10、11ページをお願いいたします。引き続きまして歳出の説明に入らせていた

だきます。

なお、各目につきましては備考欄によって説明させていただきますが、事業報告書の17ページ以降に、3歳出予算の事項別執行状況についてで報告をさせていただいておりますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

それではまず、1款議会費でございますが、予算現額56万6,000円に対しまして支出済額は25万2,750円で、執行率は44.7%、31万3,250円が不用額となりました。

支出済額は、備考欄の1報酬費19万5,000円及び2事務局運営経費5万7,750円でございます。これは定例会2回の議会開催による所要経費であります。

次に、2款総務費でございます。予算現額は6億3,907万6,000円で、支出済額は5億8,771万7,251円で、執行率は92%、5,135万8,749円が不用額となりました。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。一般管理費は組合運営にかかる所要経費でございますが、予算現額2億5,600万9,000円で、これに対しまして支出済額は2億4,977万422円、執行率は97.6%、623万8,958円が不用額となりました。

主なものでございますけれども、備考欄の1の給与費のうち(4)一般職16人にかかる人件費、これは給料、職員手当、共済費を合わせまして2億1,607万8,617円で、歳出総額の31%を占めております。

2の人事管理費でございますけれども、臨時職員賃金、職員研修費、職員厚生及び職員互助会助成費等の経費でございますが、421万9,770円。

3の事務管理費は703万9,786円で、通常の事務運営に要する経費であります。

4の財産管理費は1,473万9,469円で、庁舎、車両及び用地管理にかかる所要経費でございます。

5の公租公課費729万1,400円は消費税でございます。

その下に「同目・11節から14節へ流用18万6,000円」とありますけれども、これは下水道使用料を当初予算では11節需用費の光熱水費に計上しておりましたけれども、会計室の指摘によりまして14節の使用料及び賃借料へ移したものでございます。

次の12、13ページをお願いいたします。2款2項1目排水管理費でございます。予算現額740万円に対しまして、支出済額は660万5,963円で、執行率89.3%、79万4,037円が不用額となりました。

備考欄を見ていただきますと、1水質管理費660万5,963円、このうち(1)水質調査費としまして71万6,425円。これは管路施設保全のための水質調査でございますが、各路線に設置してあります水質監視所及び吐口の調査にかかる経費でございます。

(2)の硫化水素調査費588万9,538円は管路施設保全のための硫化水素の調査で、管路及び使用工場における調査経費でございます。

次に、2項2目下水道管理費でございますけれども、予算現額3,235万6,000円に対しまして、支出済額は3,019万9,576円で、執行率は93.3%、不用額は215万6,424円となりました。

この執行内容でございますけれども、備考欄の1 排水量管理費183万6,660円は、使用料のうち従量料金の算定根拠となります各使用工場における実績排水量の調査にかかる所要経費でございます。

2 下水道維持費2,836万2,916円は管路施設の維持に要する経費でございます、(1)維持補修費につきましては、環境整備工事、人孔整備工事、及び足掛金物付替工事等26件に1,746万8,850円、(2)保守点検費につきましては、工場排水流入禁止期間中における管内点検作業委託5件に915万2,850円を執行いたしております。

その下の(3)下水道管理事務費でございますが、174万1,216円は管理事務にかかる所要経費でございます。

次に、2項3目ポンプ場管理費でございます。予算現額3,426万円に対しまして、支出済額は3,092万1,529円で、執行率は90.3%となり、333万8,471円が不用額となっております。

備考欄の(1)維持補修費73万5,000円は、ポンプ場における工業用水管布設工事、それから計装設備修繕工事の費用でございます。

(2)保守点検費は、ポンプ場運転管理業務委託等8件に2,532万8,100円を執行いたしました。

(3)ポンプ場管理事務費485万8,429円は、主としまして電気料及び工業用水使用料などポンプ運転にかかる経常的な経費でございます。

次に、2款3項1目施設改良費は、予算現額3億905万1,000円に対しまして、支出済額は2億7,022万141円で、執行率は87.4%、3,883万859円が不用額であります。この科目は施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費でございます、歳出総額に対しまして38.8%を占めております。

備考欄に記載してございますけれども、1 管渠施設費としまして2億1,166万4,712円を支出してございます。

それから、14、15ページをお願いいたします。事業別に申しますと、備考欄(1)保全対策事業費は施設の保全対策のために行う事業でございます、管理橋耐荷力診断業務委託のほか、管渠の更生工事等15件に2億1,064万9,950円を執行いたしております。

(2)管渠施設事務費でございますけれども、管渠の施設改良における所要経費で101万4,762円を執行しております。

2 ポンプ場施設費としまして5,855万5,429円を支出しております。

事業別に申しますと、(1)保全対策事業費はポンプ場施設の保全対策のために行う事業で、1号主ポンプ分解点検作業委託1件とポンプ場天井クレーン更新工事等2件に5,846万2,950円を執行いたしております。

(2)ポンプ場施設事務費でございますけれども、これはポンプ場の施設改良に伴う所要の経費で、9万2,479円を執行いたしております。

次に、3款公債費1項1目利子でございます。年度中の資金計画が順調に推移したことによりまして、一時借入れがなく未執行となりました。

4款諸支出金でございますけれども、予算現額1億849万8,000円に対しまして、支出済額は1億849万6,719円で、執行率は100%でございます。

このうち1項1目岳南排水路基金積立金は、予算現額8,260万7,000円に対しまして支出済額は8,260万6,034円で、この内訳は、積立金5,000万円と運用益金3,260万6,034円でございます。これは自然災害や緊急を要する大規模工事等に対処するための積立金でございます。

次の1項2目職員退職手当基金積立金は、予算現額2,589万1,000円に対し、支出済額は2,589万685円で、この内訳は、積立金2,500万円と運用益金89万685円でございます。

なお、基金の年度末現在高でございますけれども、先ほどの事業報告書の31ページの別表-5 基金運用状況をお願いいたします。1 岳南排水路基金の決算年度末現在高でございます。表の右に記載してございますけれども、33億3,808万7,088円でございます。このうち国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、ページ中段の基金預金状況に表示してございます。岳南排水路基金の表がありますけれども、この表の下から2行目の右端に括弧内に記載してございますけれども、額面総額30億円の債券に対しまして29億8,836万8,603円で購入してございます。

次に、この表の上の表をお願いいたします。2 職員退職手当基金でございます。決算年度末現在高は9,368万908円であります。決算年度中に3人の退職手当金支払いに8,256万4,381円を取り崩しております。

決算書の14、15ページにお戻りをお願いいたします。5款予備費でございますが、予算現額は3,173万2,000円で、全額が不用額となりました。

以上、歳出の合計は、予算現額7億7,988万2,000円に対しまして、支出済額は

6億9,646万6,720円で、不用額は8,341万5,280円となりました。

次の16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額は7億9,166万4,000円、2 歳出総額は6億9,646万7,000円、3 歳入歳出差引額は9,519万7,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、同額が5の実質収支額でございます。

恐れ入ります、次に決算書の17、18ページをお願いいたします。次に財産に関する調書でございます。

1の公有財産(1)土地及び建物でございます。行政財産のうち公共用財産の管路施設用地が32.69平方メートル増加しております。また、その下のその他の施設の行を右に行きますと、建物が4.5平方メートル減少しております。この4.5平方メートルの減少でございますけれども、旧和興製紙、現在のイデワコーの敷地内に原田水質監視所がございましたけれども、これを取り壊したことによるものでございます。

次に、19、20ページをお願いいたします。一番下の表(2)物権でございますけれども、地上権107.85平方メートル減少しております。先ほどの管路施設用地32.69平方メートルの増加と、この地上権107.85平方メートルの減少でございますけれども、これは財政健全化法に基づく連結財務諸表作成データを富士市財政課に提出するために財産の再調査をしたところ、財産台帳への記載漏れ、また、登記簿謄本により地積の錯誤が判明したため、正しい数値に修正をするものでございます。実質的な財産の増減はございません。

次に、21、22ページをお願いいたします。取得価格1件30万円以上の物品でございますけれども、年度中の増減は、事務室の打合わせ用スペース確保のためにパーティションを購入しております。それから、耐用年数が大幅に経過し不要となりました携帯用の硫化水素測定器を1台、据置型の硫化水素測定器3台を処分しまして、差し引き3台の減となっております。

次に、23、24ページをお願いいたします。3の施設(管きよ)でございますけれども、年度中の増減はございませんでした。

そのほか25ページの4の基金につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上、認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(稲葉寿利議員) 当局の説明を終わります。

ここで監査の結果について、監査委員の報告を求めます。

山本監査委員。

○代表監査委員（山本浩之君） ご指名がありましたので、平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の結果についてご報告いたします。

審査は、佐野監査委員とともに、平成22年8月4日、管理組合会議室におきまして実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等の諸規定に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。

その結果、決算書及び附属関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしてあります「平成21年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書」にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より報告がありましたので省かせていただきます。

さて、最近の岳南排水路使用者の動向であります。家庭紙においては、生産量の大きな変動もなく、排水量も横ばいで推移しており、洋紙、板紙を生産する業種では、マシンの無期限停止等に端的にあらわれておりますが、国内における生産量の調整を図りつつ、海外への事業展開も積極的に進められています。このため、今後も使用料収入の増収は見込めないと思われまますので、引き続き事務事業の効率性、経済性を重視した執行とともに、地元業者への工事、委託の発注機会拡大など、地域経済の振興に留意していただくよう要望いたします。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（稲葉寿利議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号についての質疑を許します。

1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） 議会費の関係だけれども、執行率が44%と低い状況なので、来年度予算を組むときに、これに近い数字というか、年で予算議会、決算議会と、臨時議会を多分想定しているとは思いますが、ほとんど開かれていないので、もしやる場合は予備費あたりから支出するなり、あるいは補正予算を組むなりして、やはり実態に近い予算計上をしたほうが私はいいと思うんですけれども、その辺、皆さんはどう考えられていますか。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 予算を組むときに今、鈴木敏和議員がおっしゃられたように、定例会2回、それから臨時会1回で組んでいます。来年度予算、平成23年度予算になりますけ

れども、臨時議会が1回開かれますので、来年度予算は定例会2回の臨時議会1回で計上しようと思っています。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） それはやっぱり実態に近い予算計上にしたほうがいいと思うんですね。特に意見書の中、あるいは皆さんの報告にあったように、ますます収入が少なくなっているときに、これも一つの事業仕分けだな。そういう形で整理したほうが、予算計上したほうが、私はベターじゃないかなというような感じを受けましたので。

それで、財産の処理で、資産の中に田んぼだとか何とかというのがありましたか。財産調書でそういうのがあったけれども、岳南排水路管理組合でまさか稲穂をつくっているわけじゃないだろうし、先ほど言ったように登記の関係で地目変更していないのか、その辺はやはり管理上、整理していく必要があるんじゃないかなという感じを受けたんですけれども、いかがですか。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 地目でございますけれども、静岡県から譲渡されまして、そのままの地目で管理して来ております。今までそのような地目変更という検討はしてございませんでした。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） 今、農地の適正使用ということで非常に厳しくなっているのので、その点、早く地目変更して、そういうものを整理して行って、管理上、財産目録へ登記をしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、やはり早急に手続をして整理されたいと思うんです。

それから、工事差金が3,900万円ぐらい出ていましたか。それは差金だからどうこう言うあれはないんですけれども、当初計画を100%、平成21年度は工事も完了して維持修繕その他やっていたと理解していいわけですね。残ったものはないですね。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） この3,400万円の差金、不用額でございますけれども、この内訳は、保全対策事業によりまして、まず設計差金が1,100万円不用額になります。これは数年来懸念されておりました管渠更生の更生材の単価が値上がりしておりましたので、それを5%見込んでおりました。平成21年度設計では材料の値上がりがございましたので、この差金が出ております。それからあと、2,315万円程度差金が出ているんですけれども、これは入札の差金でございます。両方合わせて3,400万円程度になります。

○議長（稲葉寿利議員） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。一討論を終わります。

これから採決に入ります。

認第1号平成21年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第6 議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算について(第1号)

○議長(稲葉寿利議員) 日程第6 議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算について(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○議長(稲葉寿利議員) 局長。

○局長(小山芳博君) ただいま上程されました議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,519万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,319万7,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明をさせていただきます。

議案書の7、8ページをお願いいたします。2 歳入でございますけれども、4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴いまして補正前の額3,000万円に

6,519万7,000円を増額し、9,519万7,000円とするものでございます。

3 歳出でございますが、5款1項1目予備費は、補正前の額2,991万円に6,519万7,000円を増額し、9,510万7,000円とするものでございます。これは年度の途中でありますので調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたしましたけれども、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(稲葉寿利議員) 当局の説明を終わります。

これから議第5号についての質疑を許します。一質疑を終わります。

これから討論に入ります。一討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第5号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第1号）は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（稲葉寿利議員） 日程第7 議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

○局長（小山芳博君） ただいま上程されました議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。あわせまして、黄色の表紙の議案参考資料の1ページ、新旧対照表をお願いいたします。本案は、既に富士市及び富士宮市におきまして、平成22年6月議会に上程され、平成22年6月30日から施行されております。

本条例の改正でございますけれども、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等を行うことができる職員の範囲の拡大等及び育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限等の規定を整備するための一部改正でございます。

改正内容につきましては新旧対照表により説明させていただきますので、議案参考資料、先ほどの1ページをお願いいたします。まず第1条、岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

まず第2条第1号と第2号は、地方公務員の育児休業法第2条第1項におきまして育児休業をすることができない者として規定されていることにより、削るものでございます。

第5号と第6号は、職員の配偶者が育児休業を取得しているか否か、就業の有無にかかわらず育児休業を取得することができるようになったため削るものでございます。

第2条の2は、新たに1条を加えるもので、育児休業の取得は特別の事情がない限り原則1回でございますけれども、地方公務員の育児休業法第2条の規定で、出生の日から人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができるというもので、この条例で定める期間を57日間とするものでございます。

第3条の改正でございます。改正前は、見出しのとおり、「再度の育児休業をすることができる特別の事情」でございますけれども、「再度」との記述がありますが、条件がそろえば3回目以降も取得が認められるものでありまして、見出しを改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。第1号は、第5条の改正に伴う規定の整理。

第4号は、従来、育児休業計画書を提出して、両親が交互にそれぞれ3カ月以上育児休業をする場合には、再度の育児休業をすることができるとしていたところ、両親が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるに改正するものでございます。

第5号は、育児休業法の改正により、再々度の育児休業の取得ができることから「再度の」を削るものでございます。

次に、第5条の改正でございます。これは職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

次に、第8条の改正でございます。育児短時間勤務をすることができない職員の規定でございますが、先ほどの第2条の説明の「育児休業」を「育児短時間勤務」と読みかえたもので、第2条と同じ改正理由によるものでございます。

次に、第9条の改正ですが、第1号で育児短時間勤務の定義づけを括弧書きで追加し、第1号と第4号は、第12条の改正に伴い規定の整理をするものでございます。

4ページをお願いいたします。第5号は、第3条第4号と同じ趣旨で、両親が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画を提出して最初の育児短時間勤務をした後3カ月以上経過した場合に、育児短時間勤務をすることができるに改正するものでございます。

次に、第12条の改正でございます。育児短時間勤務の承認の取り消し事由を定めたものですが、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととする改正です。

次に、第16条は、育児休業法第19条第1項におきまして、部分休業をすることができない職員を条例で定めることとされることを受け規定したものでございます。第2条と同様の趣旨で、職員の配偶者の育児休業の取得の有無、就業の有無の状況にかかわらず、職員は部分休業ができることとする改正及び非常勤職員に関する規定を整備する改正でございます。

なお、部分休業は、育児のため1日2時間以内で勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度でございます。

第17条の改正は、部分休業が育児休業法第19条第1項に基づくことを明確にするための定義規定を追加する改正でございます。

6ページをお願いいたします。第2条、岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第9条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定したものでございますけれども、第2項として、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないという規定を追加したものでございます。

第3項は、第2項の新設による項番号の繰り下げ及び職員の配偶者の就労の有無の状況にかかわらず時間外勤務の制限をする改正でございます。

第4項は、第2項の新設による項番号の繰り下げ及び引用条文の改正に伴う字句の整理であります。

次に、附則でございますけれども、議案書の11ページをお願いいたします。第1項は、施行日を公布の日からとするものであります。

第2項は、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすこととする計画規定でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲葉寿利議員） 説明を終わります。

これから議第6号についての質疑を許します。一質疑を終わります。

これから討論に入ります。一討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

○議長（稲葉寿利議員） 日程第8 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番佐野清明議員の退席を求めます。

(6番 佐野清明君 退席)

本案について管理者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（鈴木 尚君） それでは、議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、議会議員のうちから選出される委員でございます。

先般、管理組合議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選出される監査委員が欠員となっております。これにより、組合同規約第11条第2項の規定により後任委員を選任したく、ご同意を得ようとするものであります。

ご提案申し上げました佐野清明氏は、これまで富士宮市議会環境厚生委員長、都市建設委員長、また、富士宮市芝川町消防組合議長などの要職を歴任し、前監査委員でもあり、人格高潔にして、地方自治はもとより、財務管理、行政運営にも精通されており、本委員として最も適任でありますので、何とぞ議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

以上であります。

○議長（稲葉寿利議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案どおり同意されました。

○議長（稲葉寿利議員） 6番佐野清明議員の入場を求めます。

（6番 佐野清明君 入場）

○議長（稲葉寿利議員） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成22年12月 9日

臨時議長

鈴木敏和

議長

稲葉寿利

会議録署名議員

小山忠之

会議録署名議員

西村綾子
